

# 加入申込金及び検査手数料

令和元年10月1日以降

## (1) 加入申込金（1給水装置につき） 加入申込金と消費税

メーターの口径	加入申込金（税抜き）	消費税額（10%）	加入申込金（税込）
13 mm	140,000 円	14,000 円	154,000 円
20 mm	250,000 円	25,000 円	275,000 円
25 mm	400,000 円	40,000 円	440,000 円
30 mm	750,000 円	75,000 円	825,000 円
40 mm	1,430,000 円	143,000 円	1,573,000 円
50 mm	2,450,000 円	245,000 円	2,695,000 円
75 mm	7,100,000 円	710,000 円	7,810,000 円
100 mm	10,100,000 円	1,010,000 円	11,110,000 円
150 mm	22,000,000 円	2,200,000 円	24,200,000 円

※ 水道メーターの口径を増径する場合

新口径の加入申込金の額 - 旧口径の加入申込金の額

メーターの口径の増径	加入申込金（税込）	うち消費税
φ13 ⇒ φ20	121,000 円	11,000 円
φ20 ⇒ φ25	165,000 円	15,000 円

【加入申込金が減免される場合】

給水装置を同一場所で5年以上継続し使用している者が、引き続きその場所で水道メーターの口径をφ13ミリメートルからφ20ミリメートルに増径する場合に限り、上記の加入申込金が減免される制度があります。

専用住宅のみ適用され、売買があった場合は適用されません。

(2) 検査手数料（設計審査手数料は、1件につき）

（工事審査手数料は、1回につき） ※消費税はかかりません

メーターの口径	設計審査手数料	工事検査手数料	合計
20ミリメートルまで	2,000 円	3,000 円	5,000 円
50ミリメートルまで	3,000 円	7,000 円	10,000 円
75ミリメートルから	4,000 円	10,000 円	14,000 円

※ なお、詳細については、水道課 給水担当にお問合せください。

富士見市 建設部 水道課 給水担当

049-251-2711 内線 525・526